

○平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>第一条 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の四第二項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 端末系伝送路設備の敷設概況等に関する次の事項</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画に設置されている全ての電柱等の位置情報</p> <p>ニ・リ (略)</p> <p>三・七 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画の外縁に位置している電柱等の位置情報</p> <p>ニ・リ (略)</p> <p>三・七 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。